

立命館大学スポーツ健康科学部・同研究科同窓会

2025 年度総会

議案

■日時 2026 年 3 月 22 日(日) 学位記授与式終了後

■次第

開会

挨拶 会長 笠井 信一

議事

≪第1号議案≫ 2026 年度役員を選出について

≪第2号議案≫ 2025 年度事業報告及び決算について

≪第3号議案≫ 2026 年度事業計画(案) 及び予算(案)について

同窓会開催補助金交付規程について

閉会

以 上

第1号議案

2026年度 役員を選出について(案)

立命館大学スポーツ健康科学部・同研究科同窓会会則に基づき、以下の役員を選出する。

役職	氏名
会長	笠井 信一 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業、スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程 2015 年度修了、同後期課程 2018 年度修了)
副会長	松本 明子 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業)
幹事長	海老 久美子 (スポーツ健康科学部教授)
幹事	榊原 康政 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業) 高市 廉 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業) 今井 友子 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業) 川喜田 水希 (スポーツ健康科学部 2013 年度卒業) 富永 幹也 (スポーツ健康科学部 2014 年度卒業) 田中 美沙希 (スポーツ健康科学部 2014 年度卒業) 真田 樹義 (スポーツ健康科学部長、同研究科長)
事務幹事	島田 大輔 (スポーツ健康科学部事務室事務長)
監査委員	祐伯 敦史 (スポーツ健康科学部教授) 久永 健太 (スポーツ健康科学研究科 M1)

第2号議案

2025年度 事業報告及び決算

< 事業報告 >

1. 同窓会HPの運営ならびにリニューアル
2. 15周年記念企画の開催（9月20日(土)東京キャンパス・11月29日(土)BKCCキャンパス）
3. ゼミ単位での懇親会の補助（計 12 件）
4. 大学院修了生対象の同窓会の開催（2/7（土）公聴会終了後・参加者64名）

< 決算 > 2026年3月22日時点

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	説明
同窓会費	2,480,000	2,660,000	終身会費収入 (早期卒業者1名・教員の終身会費含む)
15周年記念自己負担金	200,000	288,990	教職員30名、在学生17名、校友37名、その他2名
2/8 研究科同窓会自己負担金	80,000	75,240	教員11名、院生・OBOG53名
その他	3,270	14,366	預金利息
合計	2,763,270	3,038,596	

2. 支出の部

項目	予算額	決算額	説明
同窓会開催費	300,000	320,220	2/7研究科同窓会の総額 (64名分×5,000円=320,000円)のうち 会費徴収(75,240円)を差し引いて244,980 円支払い・振込手数料:220円
	300,000	228,310	ゼミ単位での卒業生の集いへの財政補助(上 田ゼミ、橋本ゼミ、平井ゼミ、山浦ゼミ、後 藤ゼミ、藤田ゼミ、伊坂ゼミ、海老ゼミ、家 光ゼミ)
同窓会HP用 サーバーレンタル料	125,697	113,373	同窓会HPの構築に伴う サーバーレンタル料等 更新料2,493円含む
同窓会新HPサイト制作費	947,100	947,540	
講演会 等	130,000	0	
15周年企画	600,000	875,394	広告費:44,440円 謝礼:30,000円 交通費・宿泊費・その他経費:229,514円 ケータリング代(571,000円)のうち 会費徴収(288,990円)を差し引いて282,010円 支払い・振込手数料:440円
同窓会費過徴収・ 返金対応費用	100,000	30,825	徴収済同窓会費返金(退学・除籍合わせて3 名・振込手数料込)
同窓会幹事活動費 (打ち合わせ等に関する 諸費用)	30,000	19,670	同窓会総会交通費、幹事会弁当代
その他	20,000	0	
合計	2,552,797	2,535,332	

3. 当年度収支差額

当年度収支差額	予算額	決算額
当年度収支差額	210,473	503,264

4. 次年度繰越金

2024年度からの繰越金	9,620,459
2025年度未残高	503,264
次年度繰越金	10,123,723

5. 定期預金

項目	金額
繰越金	2,000,306
今年度会計より繰り入れ	2,118
計	2,002,424

第 2 号議案

スポ健 15 周年事業 スポーツ健康科学部・同研究科同窓会企画 実施報告書

■企画概要

企画名	スポーツ健康科学部・同研究科同窓会
実施日時	2025 年 11 月 29 日（土）15 時 30 分～17 時 30 分
場所	BKC キャンパス ローム記念館 3F
主管部課	スポーツ健康科学部
15 周年予算*	600,000 円
実施費用*	875,394 円 内 288,990 円は会費より執行

■企画内容

参加者数	85 名 (在校生 16 名、教職員 30 名、校友 37 名、その他関係者 2 名)
報告(事務局)	<p>学部卒業生・研究科修了生を対象とした同窓会パーティーを開催いたしました。</p> <p>当日は、初代学部長である田畑先生のご発声による乾杯で華やかに開会し、参加者一同、学生時代の懐かしい思い出に思いを馳せながら和やかなひとときを過ごしました。</p> <p>企画の中盤には参加者による自己紹介の時間を設け、卒業・修了後の近況やそれぞれの分野での活躍について報告が行われました。多様なフィールドで挑戦を続ける姿に、会場は大いに刺激と感動に包まれ、参加者全員が真剣に耳を傾けていました。</p> <p>また、卒業以来初めて BKC キャンパスを訪れたという方もおり、社会人として成長した姿を恩師へ直接伝える場面も多く見られました。世代を超えた交流が自然と生まれ、学年の垣根を越えた温かなつながりが広がりました。</p> <p>歓談の時間は瞬く間に過ぎ、終始活気と笑顔にあふれた、大変有意義な同窓会パーティーとなりました。</p>



立命館大学スポーツ健康科学部・同研究科同窓会

決算監査報告書

記

2025 年度決算報告書について、帳簿、預金通帳、証憑等を照合した結果、適正に執行・管理されていることを認めます。

2026 年 3 月 18 日

監査委員 スポーツ健康科学部

教授

祐伯敦史



大学院スポーツ健康科学研究科

博士課程前期課程

1 回生

印

以上

立命館大学スポーツ健康科学部・同研究科同窓会

決算監査報告書

記

2025 年度決算報告書について、帳簿、預金通帳、証憑等を照合した結果、適正に執行・管理されていることを認めます。

2026 年 3 月 8 日

監査委員 スポーツ健康科学部 教授 印

大学院スポーツ健康科学研究科

博士課程前期課程 1 回生 布施 七海



以上

第3号議案

2026年度 事業計画（案）及び予算（案）

< 事業計画 >

1. 同窓会HPを運用する。
2. ゼミ単位での卒業生の集いへ財政支援を行う。
 ※教員を含めて、同窓会員5名以上の参加で10,000円補助。
 10名以上の参加で20,000円補助。
3. スポーツ健康科学部教授会が認めた事業への協賛を行い、同窓生の学びの場を提供する。
4. その他、同窓会長が認めた事項。

< 予算 >

1. 収入の部

項目	予算額	説明
前年度繰越金	10,123,723	修了生会員の入会、利息等
会費収入	2,420,000	終身会費収入 (学生及び教員)
2/6 同窓会自己負担金	80,000	会費1,000円×50名、教職員会費3,000円×10名
その他	3,270	預金利息等
合計	12,626,993	

2. 支出の部

項目	予算額	説明
同窓会開催費	900,000	ゼミ単位での卒業生の集いへの財政補助 研究科同窓会
同窓会HP用 サーバーレンタル料	125,000	同窓会HPの維持に伴う サーバーレンタル料
同窓会幹事会打合せ費用	30,000	同窓会幹事打合せに係る費用 (交通／通信費・会場費等)
その他	20,000	切手代など
次年度繰越金	11,551,993	
合計	12,626,993	

以 上

同窓会開催補助金交付規程

(目的)

第1条 本規程は、同窓会会員相互の親睦および交流の促進を目的として開催される同窓会活動に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、本同窓会に所属し、同窓会費を納入した会員により開催される、参加者5名以上の対面で開催される同窓会とする。

2 前項に定める参加者とは、同窓会費を納入した教員および会員とする。なお、退職した教員を含めることができる。会員でない者は参加者に含めず、補助の対象としない。

3 営利を目的とする活動は対象としない。

4 本規程における同窓会費の納入の確認は、学部4回生の3月、博士課程前期課程2回生の3月又は博士課程後期課程3回生の3月に同窓会費を納入した者を記載した同窓会名簿により行うものとする。

(対象経費)

第3条 補助対象経費は、同窓会の開催に要する経費とし、飲食費を含むものとする。

(参加人数の算定)

第4条 参加人数は、実際に参加した者のうち、同窓会開催後に提出された参加者名

簿に記載された人数をもって算定する。

- 2 前項の名簿に記載された者は、当該同窓会の参加者とみなす。
- 3 参加人数には、教員（退職教員を含む）を含めることができる。

（補助金額）

第5条 補助金額は、前条により算定された参加人数1名につき2,000円とする。

- 2 補助金額の上限は、1回の同窓会につき20,000円とする。
- 3 補助対象経費の実費額が前2項に定める金額に満たない場合は、実費額を上限として支給する。

（申請回数）

第6条 補助金の申請は、同一の教員または会員につき、同一年度内1回までとする。

（実施報告）

第7条 補助金の申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 参加者名簿
- (2) 同窓会開催補助申請書
- (3) 当日の参加者が確認できる集合写真1枚以上
- (4) 同窓会の開催に要した費用を示した領収書

- 2 前項の書類は、同窓会開催後30日以内に提出するものとする。

(補助金の支給)

第8条 補助金は、当該同窓会を主催する教員または会員の指定する口座に振り込むものとする。

(補助金の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると役員会が合理的に判断した場合は、補助金の全部または一部を支給しないことができる。

(1) 本規程第1条の目的に明らかに反すると認められる場合

(2) 参加者の構成を形式的に変更することにより、実質的に同一の同窓会を分割して申請していると認められる場合

(3) その他、本規程の趣旨に照らし社会通念上相当でないと認められる場合

2 補助金の支給は、当該年度の予算の範囲内で行うものとし、予算額に達した場合は申請受付を終了する。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項は、役員会において協議し決定する。

附則

1 本規程は、2026年4月1日より施行する。

2 本規程の改正は、役員会の議を経て行うものとする。